

音更町立学校における働き方改革推進プランの改訂について

- 「給特法」の改正により業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表等を義務付け
→既存の計画である「音更町立学校における働き方改革推進プラン」を活用し対応

計画に盛り込む内容

位置づけ

→給特法で規定された「業務量管理・健康確保措置実施計画」であることや、策定後、総合教育会議に報告することを明記

目標

→時間外在校等時間に係る数値目標等
※国指針では「上限時間」の改正なし、上限（月45時間以内）の徹底により国の目標（月平均30時間）を達成

講ずべき措置

→業務分担の見直しや適正化を図る際には、新たに示した「学校と教師の業務の3分類」の内容を踏まえて行う

R7
年度中

位置づけの明確化

上限時間変更なし

現行推進プラン（第3期）を「一部改訂」

改訂と並行して「第4期」策定作業

R8
年度

新たな目標設定

具体的な措置

R9～R11を取組期間とする推進プラン（第4期）を策定

「働き方改革推進プラン（第3期）」の改訂内容

I はじめに → 一部改訂を行う背景について、以下の文言を追加

こうした中、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）が改正され、教育職員のサービスを監督する教育委員会に対して、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表が義務付けられるとともに、計画を総合教育会議に報告する仕組みが新たに設けられた。

II これまでの取組の成果と課題 → 修正なし

III 第3期推進プランの基本的な方針

(1) 第3期推進プランの性格 → 給特法上の位置づけを明記するため、一部文言を修正

第3期推進プランは、改正後の給特法第8条第1項に定める「業務量管理・健康確保措置実施計画」として、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和7年文部科学省告示第114号。以下「国指針」という。）に即して定め、同法第8条第3項に基づき総合教育会議に報告するものである。

(2) 目標と目指す姿、重点的に実施する取組及び取組期間 → 時間外在校等時間の目標に関する説明を追加

※上限時間の改正はないことから、目標そのものは改めない

【目標】

教育職員の「時間外在校等時間」を、1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

※ 全ての教育職員の時間外在校等時間が上記目標の範囲内となることを目指して取り組み、国指針で目標としている「令和11年度までに、教育職員の1か月当たりの時間外在校等時間の平均30時間程度」の実現を図る。

【参考】「1か月時間外在校等時間」の上限と目標についての考え方

【国の目標】 令和11年度までに教育職員の1か月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減する

→ 文部科学省が令和4年度に実施した調査の結果を基に、1箇月時間外在校等時間が45時間となる水準を超えていた者が45時間相当になったときを想定して試算した場合、教育職員一人当たりの1箇月の時間外在校等時間の平均が約30時間程度となることを踏まえて設定されたもの

推進プランに掲げる目標
(1か月時間外在校等時間45時間以内)

すべての教育職員が
達成

国の目標の実現

(6) 学校・教員が担う業務の適正化の一層の推進→「3分類」の表を修正し、これに関する記述を修正

業務の適正化の推進に当たっては、「3分類」に基づく19項目の具体的な業務も参考に、町教委、学校がともに役割を果たしながら、取組を進める。

【学校と教師の業務の3分類】

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	⑥調査・統計等への回答 ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 ⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ⑩校舎の開錠・施錠 ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮 ⑫校内清掃 ⑬部活動	⑭給食の時間における対応 ⑮授業準備 ⑯学習評価や成績処理 ⑰学校行事の準備・運営 ⑱進路指導の準備 ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

IV 第3期推進プランの基本的な方針

取組5 (1) メンタルヘルス対策の推進等 → 長時間勤務職員の健康管理推進のため一部文言を修正

校長は、時間外在校等時間等が一定時間を超えた職員に対し、医師による面接指導を実施する。

学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項 → 国指針及び通知の留意事項を踏まえ一部文言を修正

(3) 教育職員の時間外在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることや計画に定める目標を達成することのみを目的とし、休憩時間並びに週休日・休日を含めて実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。

なお、校長等が虚偽の時間外在校等時間を記録させることは、法令に違反するものであり信用失墜行為として懲戒処分等の対象となり得ること。

(4) 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することや計画に定める目標を達成することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないものであること。町教委及び校長は、業務の持ち帰りが行われている実態を適切に把握するとともに、その解消に向けた取組を進めること。

(5) 町教委及び校長は、過重労働による健康障害を防ぐため、医師による面接指導を適切に実施し、職員の健康管理の向上に努めること。

その他の修正

「部活動の地域展開」及び「生成AIの利活用」について現行の推進計画等を踏まえ記載事項、文言を修正

「働き方改革推進プラン（第4期）」策定の方向性

取組期間 令和9年～令和11年度の3年間（国・道が設定する目標年度と一致させる）

内容 新たな目標設定 国指針を踏まえ、教職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を設定

具体的な措置 講ずる措置の具体的な内容及び実施方法を、「学校又は教師の業務の3分類」に即して定める

今後の予定 実態調査を通じた取組状況の検証、課題の整理、パブリックコメントの実施など